

第 56 回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月28日（火曜日）午前10時
受付開始：午前9時15分

開催場所

山梨県上野原市上野原3832番地
上野原市文化ホール
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください）

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目次

第56回定時株主総会招集ご通知	1
（提供書面）	
事業報告	6
連結計算書類	25
計算書類	28
監査報告	31
株主総会参考書類	39

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）又はインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2022年6月27日（月曜日）午後5時30分まで

株主各位

証券コード：6928
2022年6月6日

山梨県上野原市上野原8154番地19

株式会社 **エ/モト**

代表取締役社長 武内延公

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

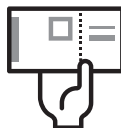
さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、以下の「議決権行使のご案内」に記載のとおり、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使のご案内

株主総会への出席により
議決権を行使していただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。

株主総会開催日時
2022年6月28日（火曜日）午前10時
受付開始：午前9時15分

書面（郵送）により
議決権を行使していただく場合



議決権行使書用紙に各議案の賛否
をご表示の上、ご返送ください。

2022年6月27日（月曜日）
午後5時30分到着分まで

インターネット等により
議決権を行使していただく場合



当社指定の議決権行使ウェブサイト
にアクセスしていただき、画面
の案内に従い、各議案の賛否をご
入力ください。

2022年6月27日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで

記

1 日 時 2022年6月28日(火曜日)午前10時

2 場 所 山梨県上野原市上野原3832番地 上野原市文化ホール
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください)

- 3 目的事項 報告事項
1. 第56期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第56期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件

- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

- 4 議決権行使についてのご案内
- 4ページに記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「2. (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」並びに「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載していません。従いまして、本定時株主総会招集ご通知提供書面は、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告の一部であり、また監査等委員会及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 当日はノー・ネクタイの軽装(クールビズ)にてご対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.enomoto.co.jp>)

新型コロナウイルス感染予防に関するご案内

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。特に、ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご出席につきましては十分にご検討いただくようお願い申し上げます。

会場のスタッフは検温等体調確認のうえ、マスク着用にて対応いたします。また、会場内には株主様のために消毒液を設置いたします。なお、ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方がおられた場合、当社スタッフがお声掛けのうえ入場をご遠慮いただく場合がございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

本総会につきましては株主様の安全を最優先に考え、ソーシャルディスタンス確保のため入場制限をさせていただく場合がございます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更を生ずる場合には、下記ウェブサイトにてお知らせいたします。

<https://www.enomoto.co.jp>

本年はお土産のご用意はございません。その他にも座席の間隔を空ける等、感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月28日(火曜日)
午前10時(受付開始:午前9時15分)

書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月27日(月曜日)
午後5時30分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月27日(月曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 票

御中

××××年 ×月×日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1、2、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

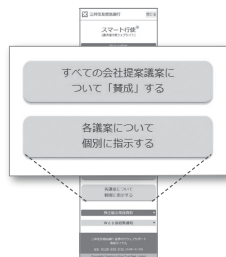
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

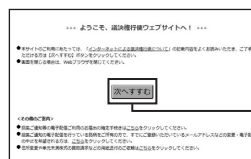
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

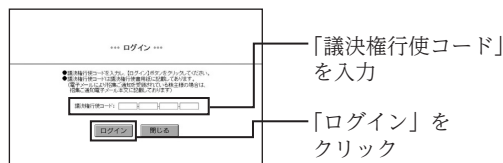
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

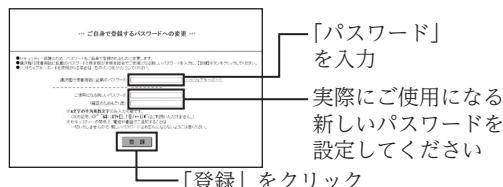
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、引き続き新型コロナウイルス感染症の強い影響下に置かれ、国内外の感染状況や関連政策に繰り返し大きく揺さぶられました。9月末の緊急事態宣言解除後に消費活動が急回復したことなどから景況感は改善傾向となりましたが足下においては新たな変異株による感染者数急増の影響から横ばいに転じております。

当社グループの属する電子部品業界におきましては、世界的な半導体や資源の供給不足への対策として各社が発注の前倒しに動いたことから、前半に一部で実態以上の需要が生じ、特に季節的要因の影響が強い製品においては例年より早い時期にピークアウトが発生しました。

このような状況下、当社グループは更なる品質の改善と製造工程の自動化・効率化による製造コスト低減を組織的に推進し、売上及び収益力の向上に努めて参りました。

その結果、当連結会計年度の売上高は272億5千万円（前連結会計年度比18.5%増）、営業利益は20億1千2百万円（同28.7%増）、経常利益は20億5千4百万円（同31.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は15億4千5百万円（同3.7%増）となりました。

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要政策と位置づけており、将来の事業展開と経営基盤強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当の継続を重視し、業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針としております。

当連結会計年度の期末配当は、当期の業績と配当性向を総合的に鑑み、1株当たり30円とさせていただきます。したがって、先の中間配当金と合わせた年間配当金は、前連結会計年度に比べて10円増配の50円となります。

引き続き全社一丸となり業績の向上と経営基盤の強化を目指し、なお一層努力して参る所存でございますので、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

製品群別の業績は、次のとおりであります。

IC・トランジスタ用リードフレーム

当製品群は自動車向け、産業用機器向け及び民生用機器向けが主なものであります。前連結会計年度の後半から需要は回復に転じ、その後も自動車向けでは電装化の加速やADAS技術の発展と普及、その他の分野においてもDXやGXといった社会革新による追い風を受け、パワー半導体の需要が増加していることから好調を維持しております。その結果、当製品群の売上高は99億2千9百万円（前連結会計年度比36.3%増）となりました。

オプト用リードフレーム

当製品群は、LED用リードフレームが主なものであります。海外の交通インフラ向けやアドバタイズメント用途の屋外ディスプレイ向けなどを中心に増加しました。その結果、当製品群の売上高は36億8千6百万円(同39.7%増)となりました。

コネクタ用部品

当製品群は、自動車向け、モバイル端末向けが主なものであります。モバイル端末向け部品ではスマートフォン向けがピークアウトした一方でウェアラブル端末向けが復調したほか、自動車向け部品の需要も堅調に推移しました。その結果、当製品群の売上高は129億5千5百万円(同4.6%増)となりました。

その他

その他の製品群としては、リレー用部品が主なものであります。当製品群の売上高は6億7千9百万円(同1.4%減)となりました。

※ 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

※ 記載比率は、小数点第二位以下を切り捨てて表示しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、31億2千7百万円であります。これは津軽工場の増築が主なものであります。

③ 資金調達の状況

非経常的かつ重要なものはありません。なお、当連結会計年度の所要資金は、自己資金及び長期借入金で賅っております。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 53 期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第 54 期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第 55 期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第 56 期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	21,047,885	22,647,295	22,999,922	27,250,846
営 業 利 益 (千円)	1,131,566	1,358,745	1,563,408	2,012,607
経 常 利 益 (千円)	1,260,245	1,394,403	1,561,743	2,054,339
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	912,597	912,732	1,489,491	1,545,442
1株当たり当期純利益 (円)	134.37	135.86	221.66	230.49
総 資 産 (千円)	23,497,834	24,211,063	25,577,432	30,174,042
純 資 産 (千円)	15,069,747	15,610,219	16,739,255	18,628,787

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社には該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資 比率(%)	主 な 事 業 内 容
ENOMOTO PHILIPPINE MANUFACTURING Inc.	590,000千 フィリピンペソ	100	金属プレス品・射出成形 品の製造販売
ENOMOTO HONG KONG Co., Ltd.	88,000千 香港ドル	100	金属プレス品・射出成形 品の販売
ZHONGSHAN ENOMOTO Co., Ltd.	14,500千 米ドル	(100)	金属プレス品・射出成形 品の製造販売

(注) 当社の出資比率欄の()内は、間接所有の割合で内数であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は2020年の初めから顕在化した新型コロナウイルス感染症の影響による世界経済の混乱は未だに収束しておらず、足下のロシア・ウクライナ情勢に代表される世界各地の地政学的なリスクも存在していますが、電子部品業界はDX推進に伴う5G社会やIoTを支えるデータセンター及び基地局等の情報処理関連施設の建設に伴う需要に加えGXを推進する上でパワーマネジメントの重要性が再確認されたことでパワー半導体への注目が集まるなど、多くの要素により力強い追い風を受けており引き続き中長期的な成長の途上にあると考えられます。

また、以前より主力の一つとなっている情報通信機器向け部品の需要はウェアラブル端末向け部品を中心として堅調に推移しており、DX推進やメタバース技術の普及に向けた市場成長の途上にあります。

自動車向け部品については自動運転技術や電動化の進行による部品点数の増加から需要は高い水準にありますが、足下においては半導体及び原材料などの供給不安がサプライチェーン全体を停滞させるリスク要因となっています。

このような環境下、当社グループは品質改善と製造コスト低減を目的とした製造工程の自動化・効率化とスマートファクトリーの実現に向けた取り組みをさらに力強く推進し、当社の強みである金属と樹脂の精密複合加工技術をベースとして過去の枠組みにとらわれない新たな顧客の開拓を積極的に行い、全社一丸となって売上及び収益力の向上に努めております。また、新型コロナウイルス感染症の対策として、国内外のすべての拠点において徹底した感染防止策を講じ感染者の発生を防止すると共に、万一感染者が発生した場合においても生産及び出荷への影響を最小化し、安定的な生産活動を維持できる体制を構築しております。

そうした中、当社グループが対処すべき課題としては、次の6点であると認識しております。

① 成長分野への投資と収益力強化

当社グループは、金属と樹脂の精密複合加工技術を強みとし、現状においても世界最小クラスの部品加工を実現していますが、今後も既存の技術を最大限に生かし常に最先端のデバイスの普及に寄与するほか、従前の事業のカテゴリーにとらわれず蓄積された技術力や生産能力及び品質管理能力を生かせる分野への進出とその準備について、積極的な投資を実施いたします。

② 職人技の発掘及び伝承と自動化の相乗効果による金型技術の進化

当社に蓄積されている技術は貴重な経営資源であるものの、個人の経験や感覚に委ねられている部分も多くあることから、それらを客観的に分析しデジタルデータ化を進めることで技術の伝承と工程の自動化を促進し、金型技術の新たなステージへの進化を目指します。

③ スマートファクトリーによる経営資源の最適化

自動化・効率化・省人化は従前より取り組んで参りました製造工程改革のテーマであり、増築工事が完了した津軽工場はスマートファクトリーをコンセプトとし、先進的な自動化システムの導入を進めております。将来的にはコンセプトの他拠点への展開を計画しており、経営資源の効率的な活用を推進いたします。

④ 財務基盤の強化

当社は経営資源の効率化により棚卸資産の圧縮と遊休等不動産の処分を進め、生み出したキャッシュフローで成長投資の実施と安定的な配当を行い、企業価値の最大化を図ります。

⑤ 人財育成と働き方改革

当社グループの経営理念にもありますとおり『経営の中心は人』であり、培ってきた技術力の継承と発展を担う、特に若い世代の技術者の確保と育成は恒久的な課題です。国内外を問わずより幅広い人財の確保を図るとともに、中長期的視点に基づいた教育により人財育成を行っております。また従業員の能力や要望を正確に把握することで最善のワークライフバランスの実現を目指し、各個人が能力を最大限に発揮できる職場づくりに努めて参ります。

⑥ 環境への取組み

当社グループは経営理念のとおり社会の豊かさや持続性を支える存在であり続けることを目指しており、事業活動における環境負荷の低減とそれを支える分野への参画は永続的な課題であると認識しています。新たな取り組みとしては、新設されたサステナビリティ推進室において中期環境計画の策定と推進を行い、その達成に向けて全社を挙げて積極的に取り組んでおります。

当社グループは、2021年度から2030年度の10年間に当社グループの事業運営の指針となる、長期経営ビジョン『金型の技術で未来を創る ～より小さく より速く 最先端の技術で暮らしとビジネスのベストパートナーを目指す～』を掲げました。これは当社グループのコア技術である金型加工の更なる高みを目指すと共に、そこから派生した新規技術を組み合わせ、最先端デバイスの開発と発展に常に寄与する、最も信頼されるビジネスパートナーであり続ける決意を示したものです。

また、当社グループは、長期経営ビジョン達成のための施策として期間を3段階に分け、2021年度から2023年度の3ヶ年を第1段階と位置付けております。その2年目にあたる2022年度の経営重点テーマとしては『自制』を掲げました。これは日々、予測不可能な環境への対応力を磨いて行く過程で必ず伴う「痛み」や「犠牲」を自ら制御し、成長する為の原動力となる強い意志を端的に表したものです。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、当社及び子会社4社（連結子会社3社、非連結子会社1社）で構成され、主にIC・トランジスタ用リードフレーム^(※1)、オプト用リードフレーム、コネクタ用部品とそれらの製造に使用する精密金型、周辺装置の製造販売を主な事業としております。当社グループは、金型技術の基本である「抜き・曲げ」に、「つぶし（コイニング）・絞り」及び樹脂成形など多彩な技術を複合させることにより、あらゆる分野で高度な要求に応えられることを強みとしております。

(※1) リードフレーム：半導体パッケージに使われ、半導体素子（半導体チップ）を支持固定し、外部配線との接続をする部品

① IC・トランジスタ用リードフレーム

IC・トランジスタ用リードフレームと、それらの製造に使用する精密金型・周辺機器の製造及び販売を行っております。IC・トランジスタは、民生用機器・産業用機器・自動車部品など広く使用される部品であり、当社グループは金属材を精密加工しIC・トランジスタ用リードフレームとして、各種部品メーカーに販売しております。具体的には、パワー半導体、小信号デバイス向けリードフレームやヒートシンクなど、多彩な用途・仕様に強みがあり、金属プレス・カシメ^(※2)の各工程を一貫して大量かつ安定的な生産・供給を可能としております。

(※2) カシメ：金属の塑性変形を利用した接合方法

② オプト用リードフレーム

オプト^(※3)用リードフレームと、それらの製造に使用する精密金型・周辺機器の製造及び販売を行っております。LED用リードフレームは、LED製品の形状を決定する部品であり、当社グループでは自動車部品メーカーや照明機器メーカーと協働して、金型の設計、製作から試作品開発、大量生産まで対応しております。具体的には、LEDディスプレイ、液晶ディスプレイのバックライト、自動車の各種ランプ、その他産業用及び民生用LED、照明用LEDに使用されるリードフレームを主要製品としております。

(※3) オプト：光電子工学（オプトエレクトロニクス）の略称

③ コネクタ用部品

コネクタ用部品と、それらの製造に使用する精密金型・周辺機器の製造及び販売を行っております。コネクタ用部品は電子回路や光通信において配線を接続するために用いられる部品・器具です。特にスマートフォンやウェアラブル端末向けのコネクタは極小化が必要となる部品であり、当社グループでは金属プレス加工と樹脂成形加工を融合することで、携帯電話部品メーカー向けに販売しております。その他、自動車向け部品の販売量も増加しております。また、当社グループは、国内・海外とも金属端子部のプレス加工からメッキ加工、樹脂成形加工に至る設計から製造までの一貫生産を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

株式会社エノモト	当 社	本 社	山 梨 県 上 野 原 市
		本 社 工 場	山 梨 県 甲 州 市
		津 軽 工 場	青 森 県 五 所 川 原 市
		岩 手 工 場	岩 手 県 上 閉 伊 郡 大 槌 町
ENOMOTO PHILIPPINE MANUFACTURING Inc.	子 会 社	本 社	フィリピン共和国カビテ州
ENOMOTO HONG KONG Co., Ltd.	子 会 社	本 社	中華人民共和国香港特别行政区九龍
ZHONGSHAN ENOMOTO Co., Ltd.	子 会 社	本 社	中華人民共和国広東省中山市

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

製品群別の名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
IC・トランジスタ用リードフレーム	239 (52) 名	36名減 (4名増)
オプト用リードフレーム	133 (60) 名	1名減 (5名増)
コネクタ用部品	590 (394) 名	31名増 (88名増)
その他	137 (9) 名	18名増 (23名減)
全社 (共通)	173 (29) 名	20名増 (2名増)
合 計	1,272 (544) 名	32名増 (76名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。) は、当連結会計年度の平均人員を () 外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定の製品群に区別できない管理部門に所属しているのもであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
499 (214) 名	13名増 (23名増)	41.6歳	18.3年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。) は、当連結会計年度の平均人員を () 外数で記載しております。
2. 従業員数には、関係会社への出向者 (8名) は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 山 梨 中 央 銀 行	1,800,000千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	250,010

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 15,000,000株
- ② 発行済株式の総数 6,865,360株 (自己株式57,975株を含む)
- ③ 株主数 3,847名 (前期末比873名増加)
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	811,800株	11.9%
有 限 会 社 エ ノ モ ト 興 産	630,260	9.2
有 限 会 社 エ ム エ ヌ 企 画	420,328	6.1
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	414,500	6.0
野 村 證 券 株 式 会 社	230,600	3.3
榎 本 寿 子	128,104	1.8
櫻 井 妙 子	128,060	1.8
JP JPMSE LUX RE NOMURA INT PLC 1 EQ CO	108,600	1.5
櫻 井 宣 男	93,660	1.3
榎 本 貴 信	89,600	1.3

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (57,975株) を控除して計算しております。
2. 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有している株式のうち、137,000株は当社役員向け株式交付信託に係る信託財産であります。
3. 2021年12月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2021年11月30日現在で三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が171,100株の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
4. 2022年4月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書 (変更報告書) において、野村アセットマネジメント株式会社が2022年3月31日現在で172,200株の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称		第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
発行決議日		2016年6月29日	2017年6月29日
新株予約権数（注1）		562個	256個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 22,480株 (新株予約権1個につき40株)	普通株式 10,240株 (新株予約権1個につき40株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり 1円	1株当たり 1円
権利行使期間		2016年8月2日から 2046年8月1日まで	2017年8月1日から 2047年7月31日まで
行使の条件		<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、10日間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。 2. 上記1. は、新株予約権者を相続により承継した者については適用しない。 3. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、10日間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。 2. 上記1. は、新株予約権者を相続により承継したものについては適用しない。 3. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
役員の保有状況	取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	新株予約権の数 343個 目的となる株式数 13,720株 保有者 4名	新株予約権の数 156個 目的となる株式数 6,240株 保有者 4名

- (注) 1. 当社取締役に交付された時点における総数を記載しております。
2. 監査等委員である取締役及び社外取締役に対し職務執行の対価として交付された新株予約権はありません。
3. 2016年10月1日付で行った普通株式10株を1株とする株式併合及び2017年10月1日付で行った普通株式1株を4株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」は調整されております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	武 内 延 公	指名・報酬委員会 委員
常 務 取 締 役	白 鳥 誉	上席執行役員 国内統括
常 務 取 締 役	久 嶋 光 博	上席執行役員 海外統括 ENOMOTO PHILIPPINE MANUFACTURING Inc. 取締役社長 ENOMOTO HONG KONG Co.,Ltd. 董事長
取 締 役	櫻 井 宣 男	上席執行役員 本社製造グループ担当
取 締 役 (監査等委員・常勤)	加 藤 正	
取 締 役 (監査等委員)	八 巻 佐 知 子	指名・報酬委員会 委員長 弁護士 国立大学法人山梨大学 非常勤監事
取 締 役 (監査等委員)	氏 家 美 千 代	指名・報酬委員会 委員 公認会計士 税理士
取 締 役 (監査等委員)	武 藤 比 良 志	

- (注) 1. 取締役(監査等委員)加藤 正氏、八巻佐知子氏、氏家美千代氏及び武藤比良志氏の各氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)加藤 正氏は、長年に亘る銀行勤務において広範な業務に携わり、取締役としての業務執行経験を有しております。
3. 取締役(監査等委員)八巻佐知子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)氏家美千代氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役(監査等委員)武藤比良志氏は、長年に亘る商社勤務において広範な業務に携わり、取締役としての業務執行経験を有しております。
6. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高めるとともに、監査・監督を強化するため加藤 正氏を常勤の監査等委員として選定しております。
7. 当社は、取締役八巻佐知子氏、氏家美千代氏及び武藤比良志氏の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

8. 当社は、取締役加藤 正氏、八巻佐知子氏、氏家美千代氏及び武藤比良志氏の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
9. 当社は、当社及び当社の重要な子会社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等を補填することとしております。
10. 当事業年度末日の翌日以降における取締役の担当及び重要な兼職の異動状況は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
白鳥 誉	常務取締役 上席執行役員 国内統括 経営管理グループ担当 総務部長	代表取締役専務 上席執行役員 ENOMOTO HONG KONG Co.,Ltd. 董事長	2022年4月1日
久嶋光博	常務取締役 上席執行役員 海外統括 ENOMOTO PHILIPPINE MANUFACTURING Inc.取締役社長 ENOMOTO HONG KONG Co.,Ltd. 董事長	取締役 上席執行役員 サステナビリティ推進室長	2022年4月1日

(ご参考)

当社は、執行役員制度を導入しております。2022年4月1日現在の執行役員（取締役兼務者を除く。）は以下のとおりであります。

氏 名	担 当
磯 部 千 春	上席執行役員 東北製造グループ担当
小 川 秀 雄	上席執行役員 ZHONGSHAN ENOMOTO Co.,Ltd. 董事長
中 村 隆	執行役員 事業開発グループ担当
佐 藤 裕 光	執行役員 技術統括グループ担当
武 井 勉	執行役員 経営管理グループ担当
馬 場 一 也	執行役員 ENOMOTO PHILIPPINE MANUFACTURING Inc.取締役社長

② 当事業年度に係る取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）について、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会における検討を経て、2021年6月25日開催の取締役会において当該方針を決定しており、その概要は以下のとおりであります。

1. 基本方針

当社の役員報酬は、持続的な企業価値向上を図るインセンティブとして十分に機能するものとしてステークホルダーの利益に連動する報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）においては各役員の役位及び役割等に応じて支給する金銭による固定報酬、単年度業績目標達成へのインセンティブ報酬である役員賞与、中長期的な企業価値向上や株価向上へのインセンティブ報酬である株式報酬制度（ただし、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）で構成し、監査等委員である取締役の報酬においては、経営への監督機能を有効に機能させるため、役位に応じた固定報酬のみで構成する。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じ、当社の業績や従業員給与の水準、また他社水準をも考慮しつつ、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、総合的に勘案して決定する。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、当社従業員に対する年間賞与支給率が一定の水準を超えた場合において、各事業年度の連結営業利益額の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、環境の変化や中長期的な経営計画等に応じて設定するものとし、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、株式交付信託によるものとし、その内容は、会社が定める株式交付規程に基づき、役位に応じて設定したポイントを各取締役等に毎月末に付与し、そのポイント累計数に相当する数の当社株式を、取締役等を受益者として設定した株式交付信託を通じ、取締役等の退任時に当該取締役等に対して交付するものとする。また、株式報酬の制度については、環境の変化や中長期的な経営計画等に応じ、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえた構成とし、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：非金銭報酬等＝80：20とする（KPI＝100％達成の場合）。なお、業績連動報酬等（賞与）は、一定の水準を超えた場合（KPI＞100％）においてその達成度合いに応じ支給するものとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、会社の業績及び従業員昇給率や各担当業務における貢献・実績に基づき代表取締役が作成した取締役の個人別報酬額の前案を基に、指名・報酬委員会において審議・決定のうえ取締役会に答申し、取締役会は本答申に基づき取締役の個人別報酬額を決議する。なお、株式報酬における取締役の個人別の交付ポイント数は、取締役会で決定した株式交付規程に基づき付与するものとする。

6. 取締役会の任意の諮問委員会である指名・報酬委員会に関する事項

取締役会の監督機能の向上を図り、コーポレートガバナンス体制を一層充実させるため、取締役の指名、報酬等の決定に関する手続きの公正性、客観性および透明性を確保することを目的として取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会を設置する。当委員会は、独立社外取締役及び取締役会の決議によって選定された取締役により3名以上で構成し、その過半数を独立社外取締役とする。また、委員長は独立社外取締役から選定する。

当委員会は、取締役会からの諮問により、以下の事項を審議し、答申する。

- ・取締役候補者の指名に関する事項
- ・取締役社長等の選定等に関する事項
- ・取締役の報酬体系等及び個人別の報酬等の内容並びにその決定方針に関する事項
- ・後継者計画の策定・運用に関する事項
- ・その他、取締役会が本委員会に諮問した事項

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第51回定時株主総会において年額160百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役0名）であります。また別枠で、2018年6月28日開催の第52回定時株主総会において、信託期間（3年間）中に120百万円を上限とする金銭を拠出し、信託期間中に在任した取締役（監査等委員である者及び社外取締役である者を除く。）及び執行役員に対して株式報酬を支給することを決議いただいております。このうち取締役（監査等委員である者及び社外取締役である者を除く。）に対する株式報酬の1事業年度当りの限度額は年額28百万円以内、株式数に相当するポイント数の上限は21,000ポイント以内であります。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役0名）であります。なお、信託期間の満了時（以下の手続により、信託期間を延長し本制度を継続した場合には、延長後の信託期間の満了時とします。）において、当社の取締役会の決定により、その都度、信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。）本制度を継続することがあります。

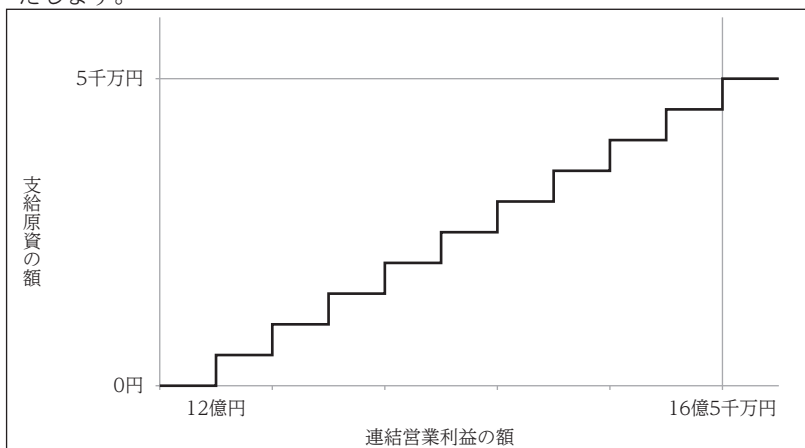
監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第51回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役3名）であります。

当社は、2015年6月26日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後、引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

- ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、決定方針との整合性を含め、指名・報酬委員会において個別報酬額の原案について多角的な検討を行っており、取締役会は基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断し、これを決議しております。
- ニ. 取締役に支払った報酬等の総額等

区 分	支給人員 (名)	報酬等の種類別の額 (千円)			計 (千円)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	4 (-)	76,437 (-)	31,491 (-)	38,641 (-)	146,571 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	4 (4)	18,300 (18,300)	- (-)	- (-)	18,300 (18,300)
合 計 (うち社外役員)	8 (4)	94,737 (18,300)	31,491 (-)	38,641 (-)	164,871 (18,300)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員である者を除く。) の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等として取締役に對して賞与を支給しております。業績連動報酬等の額の算定の基礎とする業績指標につきましては、当社グループの営業活動の結果を示す連結営業利益額を選定し、当社従業員に対する年間賞与支給率が一定の水準を超えた場合において以下の図に従い支給原資を決定いたします。



また、個別支給額につきましては以下の算定式により支給額を決定しております。

《役位ポイント》÷《支給対象役員ポイントの総和》×《支給原資》

※百円未満切り捨て

役位ポイントは以下のとおりであります。

取締役社長	取締役副社長 取締役会長	専務取締役 取締役副会長	常務取締役	取締役	上席執行役員 (取締役兼務者を除く)	執行役員 (取締役兼務者を除く)
21	19	16	13	10	8	7

なお、業績指標の実績となる当事業年度を含む連結営業利益額の推移は「1. (2) 財産及び損益の状況の推移」(P.9)に記載のとおりであります。

3. 非金銭報酬等として取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）4名に対する株式交付信託による株式報酬に係る費用計上額を記載しております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役八巻佐知子氏は、国立大学法人山梨大学非常勤監事を兼務しております。当社と兼職先との間で燃料電池技術に関する共同研究を行っておりますが、同氏はこれらの共同研究には関与していません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	加藤 正	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、主に金融機関における企業経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っており、特に事業戦略やリスク管理等の観点から有用な発言を行うなど、意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当期開催の監査等委員会13回の全てに出席し、主に監査結果や内部監査について適宜必要な発言を行っております。

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	八巻佐知子	<p>当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、主に弁護士として法律に関する専門的見地より、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っており、特にコンプライアンスや労務管理等の観点から有用な発言を行うなど、意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また当期開催の監査等委員会13回の全てに出席し、主に監査結果について適宜必要な発言を行っております。その他、当社取締役会の任意の諮問委員会である指名・報酬委員会の委員長として、当社取締役の指名及び報酬に関する審議を主導し、これら決定手続きの公正性、客観性及び透明性の確保に重要な役割を果たしており、当事業年度開催の指名・報酬委員会8回の全てに出席し、取締役候補者の指名及び個別報酬額並びに取締役の報酬体系の検討及び後継者計画の策定等の審議を主導いたしました。</p>
取締役 (監査等委員)	氏家美千代	<p>当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、主に公認会計士及び税理士として会計及び税務に関する専門的見地より、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っており、特に財務・会計やE S G等の観点から有用な発言を行うなど、意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当期開催の監査等委員会13回の全てに出席しており、主に監査結果について適宜必要な発言を行っております。その他、当社取締役会の任意の諮問委員会である指名・報酬委員会の委員として、当社取締役の指名及び報酬に関する審議を通じ、これら決定手続きの公正性、客観性及び透明性の確保に重要な役割を果たしており、当事業年度開催の指名・報酬委員会8回の全てに出席し、取締役候補者の指名及び個別報酬額並びに取締役の報酬体系の検討及び後継者計画の策定等の審議に参画いたしました。</p>

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 (監査等委員)	武 藤 比 良 志	2021年6月25日就任以降当事業年度開催の取締役会10回の全てに出席し、主に商社における企業経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っており、特に事業戦略やリスク管理、人事制度等の観点から有用な発言を行うなど、意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、2021年6月25日就任以降当期開催の監査等委員会10回の全てに出席し、主に監査結果について適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,335千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	－千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬1,500千円を支払っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を決定し、取締役会が株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況

当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	17,006,061	流 動 負 債	9,114,669
現金及び預金	4,365,375	支払手形及び買掛金	6,309,786
電子記録債権	1,439,680	短期借入金	667,996
売掛金	6,350,522	未払法人税等	134,545
棚卸資産	4,366,736	賞与引当金	387,500
未収入金	363,263	役員賞与引当金	50,000
その他	124,610	資産除去債務	75,000
貸倒引当金	△4,126	その他	1,489,842
固 定 資 産	13,167,980	固 定 負 債	2,430,585
有形固定資産	11,861,392	長期借入金	1,482,014
建物及び構築物	4,470,519	繰延税金負債	88,376
機械装置及び運搬具	3,851,980	退職給付に係る負債	268,363
工具、器具及び備品	405,733	役員退職慰労引当金	67,792
土地	2,641,781	役員株式給付引当金	128,728
建設仮勘定	491,376	その他	125,601
無形固定資産	374,636	再評価に係る繰延税金負債	269,710
投資その他の資産	931,951	負 債 合 計	11,545,254
投資有価証券	521,418	純 資 産 の 部	
退職給付に係る資産	166,273	株 主 資 本	18,218,358
繰延税金資産	57,440	資本金	4,749,333
その他	214,868	資本剰余金	5,082,571
貸倒引当金	△28,050	利益剰余金	8,641,636
資 産 合 計	30,174,042	自己株式	△255,181
		その他の包括利益累計額	395,319
		その他有価証券評価差額金	32,159
		土地再評価差額金	△397,291
		為替換算調整勘定	749,510
		退職給付に係る調整累計額	10,941
		新株予約権	15,109
		純 資 産 合 計	18,628,787
		負 債 純 資 産 合 計	30,174,042

連結損益計算書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科		目		金		額	
売上	上	原	高				27,250,846
販売	上	総	価				22,788,570
営業	費	一	利				4,462,275
	及	般	費				2,449,668
	び	管	益				2,012,607
	業	理	益				
	外	利	息		12,587		
	取	収	金		1,677		
	取	配	料		38,892		
	成	賃	入		8,929		
	替	金	益		34,981		
	取	保	金		27,234		
	業	の	他		28,204		152,508
	外	費	用				
	払	利	息		12,760		
	権	却	損		760		
	税	公	課		6,373		
	価	却	費		86,158		
	常	の	他		4,723		110,776
	別	利	益				2,054,339
特	定	産	売	却	益	51,808	51,808
特	別	損	却	却	損	8,651	
	定	産	除	却	損	13,835	
	定	産	損	却	失	500	22,987
	損						
税	金	等	調	整	前	当	期
法	人	税	、	住	民	税	及
法	人	税	等	調	整	事	業
当	期	純	利	益	税	額	
							2,083,160
					377,745		
					159,971		537,717
							1,545,442
親	会	社	株	主	に	帰	属
							する
							当期
							純
							利
							益
							1,545,442

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	4,749,333	5,082,571	7,508,326	△148,233	17,191,997
会計方針の変更による累積的影響額					-
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,749,333	5,082,571	7,508,326	△148,233	17,191,997
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△408,447		△408,447
親会社株主に帰属する当期純利益			1,545,442		1,545,442
自己株式の取得				△113,408	△113,408
株式給付信託による自己株式の譲渡				6,459	6,459
土地再評価差額金取崩高			△3,684		△3,684
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	1,133,310	△106,948	1,026,361
当連結会計年度末残高	4,749,333	5,082,571	8,641,636	△255,181	18,218,358

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	29,369	△400,976	△96,295	51	△467,850	15,109	16,739,255
会計方針の変更による累積的影響額							-
会計方針の変更を反映した当期首残高	29,369	△400,976	△96,295	51	△467,850	15,109	16,739,255
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△408,447
親会社株主に帰属する当期純利益							1,545,442
自己株式の取得							△113,408
株式給付信託による自己株式の譲渡							6,459
土地再評価差額金取崩高							△3,684
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	2,789	3,684	845,806	10,889	863,170	-	863,170
当連結会計年度変動額合計	2,789	3,684	845,806	10,889	863,170	-	1,889,531
当連結会計年度末残高	32,159	△397,291	749,510	10,941	395,319	15,109	18,628,787

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	8,876,656	流動負債	5,970,781
現金及び預金	1,273,725	支払手形	262,826
電子記録債権	1,439,680	買掛金	3,402,633
売掛金	3,209,853	短期借入金	400,000
製品	446,205	1年内返済予定長期借入金	267,996
仕掛品	1,202,733	未払払入金	295,329
原材料及び貯蔵品	820,312	未払法人税等	117,340
前払費用	16,933	預り金	21,167
その他	471,576	前受収益	2,577
貸倒引当金	△4,365	賞与引当金	387,500
固定資産	12,518,975	役員賞与引当金	50,000
有形固定資産	8,219,837	資産除去債務	75,000
建物	2,869,159	そのその他	688,411
構築物	213,686	固定負債	1,948,244
機械及び装置	1,884,522	長期借入金	1,482,014
車両運搬具	18,856	役員退職慰労引当金	67,792
工具、器具及び備品	271,771	役員株式給付引当金	128,728
土地	2,503,088	再評価に係る繰延税金負債	269,710
建設仮勘定	458,752	負債合計	7,919,025
無形固定資産	276,663	純資産	の部
ソフトウェア	276,663	株主資本	13,826,628
投資その他の資産	4,022,475	資本金	4,749,333
投資有価証券	105,087	資本剰余金	5,082,571
関係会社株式	3,394,321	資本準備金	5,059,724
前払年金費用	111,055	その他資本剰余金	22,847
繰延税金資産	254,403	利益剰余金	4,249,906
その他	185,658	利益準備金	181,507
貸倒引当金	△28,050	その他利益剰余金	4,068,399
資産合計	21,395,631	繰越利益剰余金	4,068,399
		自己株式	△255,181
		評価・換算差額等	△365,132
		その他有価証券評価差額金	32,159
		土地再評価差額金	△397,291
		新株予約権	15,109
		純資産合計	13,476,606
		負債純資産合計	21,395,631

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		16,743,310
売上原価		14,246,800
売上総利益		2,496,510
販売費及び一般管理費		1,596,052
営業利益		900,457
営業外収益		374,403
営業外費用		105,174
経常利益		1,169,685
特別利益		
固定資産売却益	49,076	49,076
特別損失		
固定資産除却損失	673	
減損	500	1,173
税引前当期純利益		1,217,588
法人税、住民税及び事業税	191,000	
法人税等調整額	95,943	286,943
当期純利益		930,644

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当事業年度期首残高	4,749,333	5,059,724	22,847	5,082,571	181,507	3,549,887	3,731,394	△148,233	13,415,065
会計方針の変更による累積的影響額									—
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,749,333	5,059,724	22,847	5,082,571	181,507	3,549,887	3,731,394	△148,233	13,415,065
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△408,447	△408,447		△408,447
当期純利益						930,644	930,644		930,644
自己株式の取得								△113,408	△113,408
株式給付信託による自己株式の譲渡								6,459	6,459
土地再評価差額金取崩高						△3,684	△3,684		△3,684
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)									
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	518,512	518,512	△106,948	411,563
当事業年度末残高	4,749,333	5,059,724	22,847	5,082,571	181,507	4,068,399	4,249,906	△255,181	13,826,628

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額	土 地 再 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計			
当事業年度期首残高	29,369	△400,976	△371,606		15,109	13,058,567
会計方針の変更による累積的影響額						—
会計方針の変更を反映した当期首残高	29,369	△400,976	△371,606		15,109	13,058,567
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△408,447
当期純利益						930,644
自己株式の取得						△113,408
株式給付信託による自己株式の譲渡						6,459
土地再評価差額金取崩高						△3,684
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)	2,789	3,684	6,474		—	6,474
当事業年度中の変動額合計	2,789	3,684	6,474		—	418,038
当事業年度末残高	32,159	△397,291	△365,132		15,109	13,476,606

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社 エノモト
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
松 本 事 務 所

指定有限責任
社員 公認会計士 天 野 清 彦
業務執行社員
指定有限責任
社員 公認会計士 鯉 沼 里 枝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エノモトの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エノモト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社 エノモト
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
松 本 事 務 所指定有限責任
社員 公認会計士 天 野 清 彦
業務執行社員
指定有限責任
社員 公認会計士 鯉 沼 里 枝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エノモトの2021年4月1日から2022年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

株式会社エノモト 監査等委員会

常勤監査等委員	加藤	正	ⓐ
監査等委員	八巻	佐知子	ⓐ
監査等委員	氏家	美千代	ⓐ
監査等委員	武藤	比良志	ⓐ

(注) 監査等委員加藤 正、八巻佐知子、氏家美千代及び武藤比良志は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

当社は株主還元を経営の最重要政策と位置づけており、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当の継続を重視し、業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針としております。

この方針に基づき、剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項 及びその総額

当社普通株式1株につき金 **30円**

配当総額 **204,221,550円**

なお、中間配当金として1株につき金20円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金50円となります。

剰余金の配当が効力を生じる日

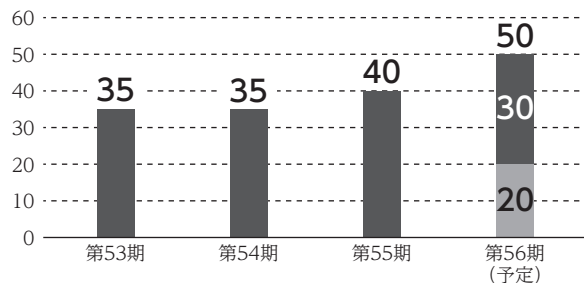
2022年6月29日

<ご参考>

配当金の推移

■中間 ■期末

(単位：円)



第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>< 削 除 ></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>< 新 設 ></p> <p>< 新 設 ></p> <p>附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略)</p> <p>< 新 設 ></p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) (現行どおり)</p> <p><u>(令和元年法律第70号附則第1条ただし書きに関する附則)</u></p> <p><u>1. 定款第18条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会とする株主総会については、定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、改めて取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案し、すべての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

また、各候補者の略歴及び選任理由等の詳細情報につきましては43ページから46ページに記載しております。

候補者 番号	氏名	地位	担当及び重要な兼職		在任年数	取締役会 出席状況
1	タケウチ 武内 ノブユキ 延公	代表取締役社長	指名・報酬委員会委員	再任	15年	14/14回 (100%)
2	シラトリ 白鳥 ホマレ 誉	代表取締役専務	上席執行役員 ENOMOTO HONG KONG Co.,Ltd. 董事長	再任	9年	14/14回 (100%)
3	サクライ 櫻井 ノブ オ 宣男	取締役	上席執行役員 本社製造グループ担当	再任	17年	14/14回 (100%)
4	フシマ 久嶋 ミツヒロ 光博	取締役	上席執行役員 サステナビリティ推進室長	再任	6年	12/14回 (86%)

＜ご参考＞ 取締役候補者の指名方針及び手続き

取締役候補者の指名方針につきましては、年齢、性別、国籍等に関わりなく、優れた人格や高い倫理観を持ち、専門的な知識や豊富な経験を有し、強いリーダーシップと的確な意思決定を行うことができる者を、適材適所の観点から総合的に検討の上、指名・報酬委員会の審議を踏まえ、取締役会で決議しております。

候補者番号 1

タケ ウチ ノブ ユキ
武内 延公

再任

生年月日

1956年1月6日

性別

男性

所有する当社の株式数

4,860株

在任年数

15年

取締役会出席状況

14/14回 (100%)

指名・報酬委員会出席状況

8/8回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当

1983年12月	当社入社
1993年6月	リードフレーム事業部営業部長
1996年5月	E S P 事業部長
1998年7月	L M システム事業部長
2007年6月	取締役
2013年10月	取締役リードフレーム事業本部長
2014年6月	代表取締役社長（現在に至る）

取締役候補者とした理由

武内延公氏は、2014年の当社代表取締役就任以降、当社グループの安定的な業績の実現や企業価値の向上を図り、予測の困難な変化の激しい経営環境下において、様々な経営課題の克服に向け強いリーダーシップを発揮し、当社取締役会における重要な意思決定及び業務執行の監督に重要な役割を果たして参りました。今後も当社グループがプライム上場企業として持続的成長を図るには同氏の豊富な経験及び実績並びにリーダーシップが必要であると判断しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

シラ トリ
白鳥

ホマレ
誉

再任

生年月日

1963年6月21日

性別

男性

所有する当社の株式数

4,400株

在任年数

9年

取締役会出席状況

14/14回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当

1988年3月 当社入社
2007年4月 管理本部総務部長
2013年4月 リードフレーム事業本部塩山工場長
2013年6月 取締役リードフレーム事業本部塩山工場長
2017年4月 取締役
2018年4月 取締役執行役員
2018年6月 常務取締役執行役員
2019年4月 常務取締役執行役員海外統括
2020年4月 常務取締役上席執行役員海外統括
2021年1月 常務取締役上席執行役員国内統括
2021年4月 常務取締役上席執行役員国内統括
兼 経営管理グループ担当 兼 総務部長
2022年4月 代表取締役専務上席執行役員 (現在に至る)

重要な兼職の状況

2022年4月 ENOMOTO HONG KONG Co.,Ltd. 董事長 (現在に至る)

取締役候補者とした理由

白鳥 誉氏は、国内の部門長を歴任し組織全体の運営経験を有しているほか、海外統括や国内統括として国内外における経営において重要な役割を担い、当社グループの業務全般における豊富な経験を有しております。また、脱炭素社会に向けた取組や災害リスク低減等の様々な課題に対処しつつ収益確保を図る等、業績向上に貢献しております。当社グループの企業価値向上を図るには同氏がこれまで国内外において培ってきた豊富な経験が必要であると判断しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

サクラ イ ノブ オ
櫻井 宣男

再任

生年月日

1964年12月5日

性別

男性

所有する当社の株式数

93,660株

在任年数

17年

取締役会出席状況

14/14回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当

1990年 5 月	当社入社
2000年 7 月	藤野事業部長
2003年 7 月	リードフレーム事業部長
2005年 6 月	取締役リードフレーム事業部長兼営業部長
2007年 4 月	取締役製造本部長兼業務推進室長
2009年 4 月	取締役リードフレーム事業本部長兼営業部長
2011年 4 月	取締役リードフレーム事業本部長
2013年10月	取締役
2017年 4 月	取締役本社製造グループ管掌役員兼本社工場長
2018年 4 月	取締役執行役員業務推進グループ統括
2020年 4 月	取締役上席執行役員業務推進グループ統括
2020年10月	取締役上席執行役員本社製造グループ担当（現在に至る）

取締役候補者とした理由

櫻井宣男氏は、当社国内製造部門や営業部門等の責任者を歴任し、また当社海外子会社の社長経験を有しており、当社グループの事業全般に長く携わり様々な業務に精通しております。当社の企業価値向上を図るうえにおいて当社グループにおける生産及び技術の中心である本社製造グループの更なる進展が必要であり、そのためには同氏がこれまで培ってきた豊富な経験が必要であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

ク シマ ミツ ヒロ
久嶋 光博

再任

生年月日

1964年1月22日

性別

男性

所有する当社の株式数

2,800株

在任年数

6年

取締役会出席状況

12/14回 (86%)

略歴、当社における地位及び担当

1988年6月	当社入社
2007年4月	経営企画室長
2009年4月	経営企画部長
2016年6月	取締役経営企画部長
2017年4月	取締役経営管理グループ管掌役員兼経営企画部長
2018年4月	取締役執行役員東北製造グループ統括
2018年6月	常務取締役執行役員東北製造グループ統括
2019年4月	常務取締役執行役員国内統括
2020年4月	常務取締役上席執行役員国内統括
2021年1月	常務取締役上席執行役員海外統括
2022年4月	取締役上席執行役員サステナビリティ推進室長（現在に至る）

取締役候補者とした理由

久嶋光博氏は、長く経営企画部門に携わり、当社グループの経営戦略において重要な役割を果たし、また国内統括や海外統括として国内外の経営において重要な役割を担って参りました。また、2022年4月より取締役上席執行役員サステナビリティ推進室長として脱炭素化やリスク管理等サステナブル経営の中心的役割を担い、持続的な成長に貢献しております。当社グループの企業価値向上を図るには、同氏がこれまで培ってきた国内における経営管理手法や豊富な経験が当社グループのサステナビリティ経営の推進に必要であると判断しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社及び当社の重要な子会社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等を補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険の被保険者となる予定であります。なお、当該保険の契約期間は1年であり、期間満了時には取締役会決議をもって同内容にて更新する予定であります。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

コウ ミツ シュン イチ
甲 光 俊 一

社外

独立

生年月日

1966年9月8日

性別

男性

所有する当社の株式数

0株

在任年数

一年

取締役会出席状況

-/-回

監査等委員会出席状況

-/-回

略歴、当社における地位及び担当

1998年4月 弁護士登録
早川法律事務所 入所
2012年12月 こうみつ法律事務所 開設（現在に至る）

重要な兼職の状況

1998年4月 弁護士（現在に至る）

重要な兼職と当社との関係

当該兼職先と当社の間には特別な関係はありません。

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

甲光俊一氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士資格を有し、法令に関する幅広い知識と豊富な経験を有しており、法令及びコンプライアンスに関する十分な助言をいただけるものと判断しており、補欠の監査等委員である社外取締役として適任であるとして選定したものであります。

甲光氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社取締役会の多様性を確保し、また取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当社ガバナンスの更なる向上に寄与することを期待しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 甲光俊一氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 当社は、東京証券取引所の定める独立性に関する基準に加え、当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」(P.49)の要件を満たしていることから、同氏が社外取締役に就任した場合には、同取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 甲光俊一氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

5. 当社は、当社及び当社の重要な子会社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等を補填することとしております。甲光俊一氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険の被保険者となる予定であります。なお、当該保険の契約期間は1年であり、期間満了時には取締役会決議をもって同内容にて更新する予定であります。

以 上

【ご参考】 社外取締役の独立性判断基準

当社が選任する社外取締役において、当社において合理的に可能な範囲内で調査した結果、次の各号のいずれにも該当しないと判断される場合、独立性を有しているものとする。

- (1) 当社及び当社の関係会社（以下、「当社グループ」という）の役員または業務執行者
- (2) 当社グループを主要な取引先（当社グループの支払高が当該取引先の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上である者）とする者の役員またはその業務執行者
- (3) 当社グループの主要な取引先（当社グループの直近事業年度における年間連結売上高のうち2%以上である者または当社グループの直近事業年度における年間連結総資産の2%以上の額を融資している者）の役員またはその業務執行者
- (4) 当社グループから役員報酬以外に多額（個人の場合は年額1千万円以上、法人等団体の場合は当該団体の連結売上高または総収入の2%以上）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
- (5) 当社グループから多額（個人の場合は年額1千万円以上、法人等団体の場合は当該団体の連結売上高または総収入の2%以上）の寄付または助成を受けている者またはその業務執行者
- (6) 法令で定める主要株主として当社株式を保有している者またはその業務執行者
- (7) 当社グループが法令で定める主要株主として株式を保有している者またはその業務執行者
- (8) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- (9) 過去10年間において第2号から第8号のいずれかに該当していた者
- (10) 第2号から第8号のいずれかに該当する者のうち役員（非業務執行役員を除く）もしくは部長格以上の上級管理職である者または第1号に該当する者の配偶者もしくは二親等以内の親族

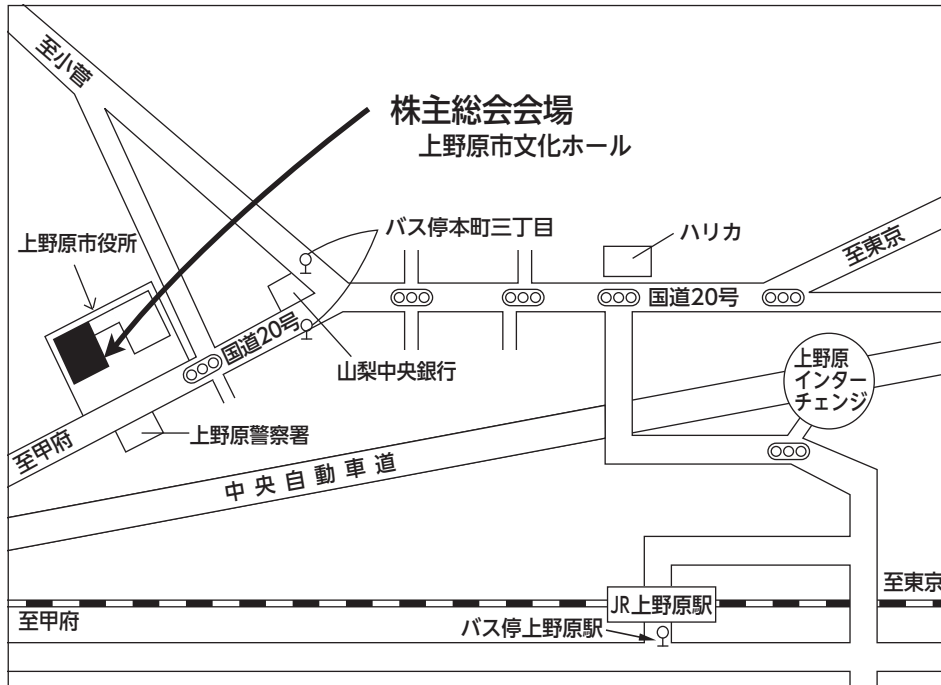
【ご参考】取締役会の構成について

氏名	役職	担当	属性		取締役が有するスキル (各人の有するスキルの主なものを5つまで記載しております。)								各会議体の構成員 (◎：議長または委員長)						
			社内/外 ●社内 ○社外	性別 ●男性 ○女性	独立 役員	企業 経営 戦略	技術 品質	マー ケティング 営業	グロー バルビ ジネス	人事 労務 人材 開発	環境 社会	財務 会計	法務 ガバナ ンス	取締 役会	監査等 委員会	指名・ 報酬 委員会	経営 会議	リスク 管理 委員会	環境 委員会
武内 延公	代表取締役 社長		●	●		●	●	●	●				●	◎		○	○		
白鳥 誉	代表取締役 専務	上席執行 役員 EHKC 董事長	●	●		●	●	●	●	●				○			◎	○	○
櫻井 宣男	取締役	上席執行 役員 本社製造G 担当	●	●			●	●				●		○			○	○	○
久嶋 光博	取締役	上席執行 役員 サステナビ リティ 推進室長	●	●		●						●	●	●	○		○	◎	◎
加藤 正	常勤監査等 委員		○	●		●						●	●	○	◎				
八巻佐知子	監査等委員		○	○	●					●	●		●	○	○	◎			
氏家美千代	監査等委員		○	○	●					●	●	●		○	○	○			
武藤比良志	監査等委員		○	●	●	●		●	●	●				○	○				

(注) EHKC : Enomoto Hong Kong Co.,Ltd.

株主総会会場ご案内略図

会場 山梨県上野原市上野原3832番地
上野原市文化ホール
T E L 0554-62-3111 (代表)



交通

JR中央本線上野原駅下車、上野原駅から本町三丁目までバス約10分、本町三丁目停留所から徒歩約5分

※本年はお土産のご用意はございません。また、座席の間隔を空ける等、感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。